

議案第 37 号

栄楽館の設置及び管理に関する条例の廃止について

栄楽館の設置及び管理に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

栄楽館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

栄楽館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 246 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。